



白河市妊産婦医療費助成制度のご案内

白河市では、妊産婦の方が安心して赤ちゃんを出産できるように医療費の一部を助成します。

●助成対象者

白河市に住所（住民票）を有する妊産婦

●助成対象期間

妊娠4カ月(妊娠12週)となる日の属する月の初日から出産の日の属する月の翌月末日までの期間(月数等は、母子健康手帳で確認します)

●助成の内容

- ①妊産婦が通院や入院をした時の保険診療（医科・歯科・調剤等）の自己負担額及び入院時の食事代（標準負担額のみ）が対象です。
- ②医療保険の対象とならない療養費等は対象になりません。

●助成を受けるには

①受給資格の登録	<p>「妊産婦医療費受給資格登録申請書」により登録の手続きが必要です。</p> <p>【必要書類】<input type="checkbox"/>妊産婦医療費受給資格登録申請書 (保険組合・共済等は付加給付の証明を受けて申請願います) <input type="checkbox"/>妊産婦の方の健康保険証 <input type="checkbox"/>母子健康手帳 <input type="checkbox"/>預金通帳 <input type="checkbox"/>印鑑</p>
②助成の申請	<p>「妊産婦医療費助成申請書」に医療機関等から診療月ごとに保険診療の証明を受けるか、診療月ごとにまとめた領収書を添付して、資格登録決定通知書をご持参のうえ、診療月の翌月以降に提出してください。</p> <p>【提出先】本庁こども支援課、各庁舎地域振興課、各行政センター</p>
③お振込み	<p>申請書が提出された月の翌々月の末日までに登録口座へ振り込みます。</p> <p>※「妊産婦医療費助成決定通知書」を郵送しますのでご確認ください。</p>

●高額療養費に該当した場合

医療費が自己負担限度額を超えた場合は、高額療養費が加入の医療保険から支払われますので、その分を差し引いて医療費を助成します。高額療養費に該当した場合は、「高額療養費支給決定通知書」の添付が必要です。

※『限度額適用認定証』を提示して医療費の支払いをしたときは、助成申請書とあわせてご持参ください。

●付加給付金の支払いがあった場合

保険診療の自己負担額が一定額以上になると、付加給付が支給される保険組合や共済組合があります。この場合は、高額療養費と同様に、医療費の助成額は付加給付分を差し引いての助成となります。（支給額のわかる支給決定通知書を添付してください）

●その他

- ①生活保護受給者、重度心身障害者医療費を受けられる方は対象外です。
- ②医療保険証が資格証(10割負担)や無保険者の妊産婦は対象外です。
- ③氏名・住所・健康保険証などに変更があった場合は、速やかに変更の手続きをしてください。

